

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を追加募集します(先着順)

町では、し尿と生活雑排水と一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算（ふるさと納税の寄附金も含まれる）の範囲内で設置費用の一部を補助しています。
※事務所等の10人槽までの転換も補助金の対象となります（詳しい条件等は下記問合せ先まで）。

▶補助内容

補助人槽	補助限度額(1基あたり)	補助対象要件
5人槽	360,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	585,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合(二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部(単独処理浄化槽限度額120,000円/基)(くみ取り槽限度額90,000円/基)を補助します。
※既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部(限度額300,000円/基)を補助します。

▶受付期間 6月16日(月)～10月31日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

▶申込できる方

単独処理浄化槽及びくみ取り槽をお使いの方で、公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和8年2月末までに家屋に高度処理型合併処理浄化槽(N型)が設置できる方。
ただし次の場合は補助対象となりません。

- ① 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- ② 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③ 町税等を滞納している場合
- ④ 家屋を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
- ⑤ 従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶申込方法

下水道課(1階9番窓口)へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しください。

※先着順となりますので、早期に受付終了の場合があります。

※国及び県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128(直通)

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金が支給されます

- ▶請求期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
▶支給対象者 令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族の方お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時の生計関係の有無などにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上、戦没者等と生計関係を有していた方に限ります。

- ▶支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債
▶請求窓口 社会福祉課(1階2番窓口)
▶留意事項 ○特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
○期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
請求手続きなど詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112(直通)

水道課からのお知らせ

■井戸水をご利用している皆様へ

ご家庭の井戸水は安全ですか。

茨城県が実施した井戸水の水質検査では、調査対象の約40%が一般細菌等により飲み水に適していないとの結果が出ています。個人で使用される井戸水は、自己責任で管理・飲用することになっています。井戸水を使用されている方は、年に1回以上の水質検査を受けましょう。

■水道加入金の特別措置について

水道課では現在、新たに水道に加入される個人の方向けに「水道加入金の特別措置」を実施中です。上水道へ加入をされていない方は、ぜひこの特別措置(減免制度)をご利用いただき、安全・安心な水道水への転換をお勧めします。

▶減免対象者 ※下記の要件を全て満たしている方

- 新規に水道加入申し込みをする方(共同住宅、貸家及び未契約の建売住宅等は除く)。
- メーター口径が25mm以下であること。
- 一般家庭用としての利用を目的としていること。
- この加入金の減免を受けたことがない方。
- 茨城県水道普及促進支援事業が終了する日までに新規申し込みをされた方。

▶申請方法

水道加入金の減免を希望される方は、「水道加入金特別措置に関する減免請書」に必要事項を記入し、茨城町指定給水装置工事事業者を通して、水道課へ提出してください。
※減免申請書は水道課窓口にあります。また、町ホームページからダウンロードが可能です。

【問合せ先】 水道課 ☎ 029-292-0235(直通)

ニセ警察官によるニセ電話詐欺 多発中！ 電話で 捜査対象 と言われたら 110番！

《詐欺被害に遭わないためのポイント》

- 警察が電話で「**捜査対象**」になっていると伝えることはありません。
- 電話をかけてきた**警察官の所属と名前を確認**しましょう。
- 相手から教えられた**電話番号には折り返さない**にしましょう。
- 警察が**SNSで連絡**したり、**警察手帳や逮捕状の画像**を送ることはありません。



犯人は何をを考えているのか!?

Q: どんな人が騙しやすい?

- ・年齢性別問わず、質問してくれる人、話を聞いてくれる人
- ・相談相手のいない人、一人暮らしの人
- ・+0000(国際電話)などからの着信を不審に思わない人



【問合せ先】 茨城県水戸警察署 ☎ 029-233-0110(直通)
茨城地区交番 ☎ 029-291-0110(直通)
警察相談専用電話 ☎ #9110(24時間受付)